

令和7年度千葉県准看護師試験実施要項

保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第18条の規定に基づき、千葉県准看護師試験を次のとおり実施する。

- 1 **試験日時** 令和8年2月1日(日曜日) 午後1時30分から午後4時まで
開場：午後0時30分(午後1時には着席のこと)
- 2 **試験会場** 千葉県立保健医療大学幕張キャンパス
〒261-0014 千葉県千葉市美浜区若葉2-10-1
※試験会場への直接の問い合わせはしないこと
- 3 **試験方法** 筆記試験(マークシート解答方式)
出題数 150問
試験は日本語で行う
- 4 **試験科目** 人体の仕組みと働き、栄養、薬理、疾病の成り立ち、
保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、
母子看護、精神看護
- 5 **受験資格**
次の(1)から(7)までのいずれかに該当する者
 - (1) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者(※)
 - (2) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者(※)
 - (3) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。)において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者(※)
 - (4) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者(※)
 - (5) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者(※)
 - (6) 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が前記(3)から(5)までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

- (7)外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、前記(6)に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、千葉県知事が適当と認めたもの

※令和8年3月23日（月曜日）必着で、学校長又は養成所長による修業証明書又は卒業証明書を提出できる者を含む。

6 受験手続

〈1〉「ちば電子申請サービス」による申込

試験を受けようとする者は、次に掲げる「優先受験申込枠」又は「一般受験申込枠」に区別して手続を行う。受験願書は「ちば電子申請サービス」内の専用フォームにて作成を行うこと。なお、優先受験申込枠と一般受験申込枠は専用フォーム、申込期間が異なることに留意すること。

(1) 優先受験申込枠

ア 申込時に、千葉県内に在住・在勤・在学する者

イ 前記「5 受験資格の(7)」に該当する者

・申込期間

令和7年10月24日（金曜日）午前10時00分から

同年10月31日（金曜日）午後11時59分まで

・専用フォーム URL・二次元バーコード

URL:https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=48965



(2) 一般受験申込枠

上記(1)優先受験申込枠以外の者

※(1)に該当する者が優先受験申込できなかった場合は、一般受験枠での申込可。

・申込期間

令和7年11月4日（火曜日）午前10時00分から

同年11月14日（金曜日）午後11時59分まで

・専用フォーム URL・二次元バーコード

URL:https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=48966



(3)留意事項（優先受験申込枠・一般受験申込枠共通）

- ・申込人数が定員に達した場合、申込期間内であっても受付を終了することがある。
- ・申込期間内に専用フォームで受験願書を作成しても、受付期間内に書類が県に到着しなかった場合、申し込みは無効となることがある。
- ・「ちば電子申請サービス」の操作方法は、「＜千葉県准看護師試験願書作成フォーム＞申し込み方法」を参照すること。
- ・受験料を電子納付する場合は、受験願書申込後に表示される画面の指示に従い、令和7年11月28日（金曜日）までに支払うこと。期限までに支払いがない場合は、申し込みは無効となるので留意すること。（なお、千葉県収入証紙により納付する場合は、千葉県収入証紙を受験願書に貼り納付する。）

＜2＞出願書類の受付期間・提出方法

受付期間

令和7年10月27日（月曜日）から同年11月28日（金曜日）まで（消印有効）

(1) 郵送の場合

郵送は簡易書留又は特定記録で行うこと。封筒の表面の左下に「准看護師試験関係書類 在中」と朱書きすること。

提出先 〒260-8667

千葉市中央区市場町1番1号 本庁舎13階

千葉県健康福祉部 医療整備課 看護師確保推進室

(2) 持参（来庁）の場合

受付時間は午前10時から正午まで及び午後1時30分から午後4時までとする。

希望日の前日午後4時までに、電話で医療整備課看護師確保推進室（電話043-223-3918）に、来庁の事前予約を行うこと。

＜3＞出願書類

試験を受けようとする者は、次の出願書類を提出すること。

(1) 受験願書、受験票、受験写真用台紙

受験願書等は「ちば電子申請サービス」内の専用フォームにて必要事項を入力し、申込完了後に作成される下記書類ア～ウをA4サイズの紙に片面印刷設定で印刷出力（プリントアウト）すること。

ア 令和7年度千葉県准看護師試験受験願書※¹

イ 令和7年度千葉県准看護師試験受験票

ウ 令和7年度千葉県准看護師試験受験写真用台紙※²

※1 出力後の受験願書に署名する氏名は、戸籍（中長期在留者については在留カード又は住民票、特別永住者については特別永住者証明書又は住民票、短期滞在者については旅券その他の身分を証する書類）に記載されている文字を使用すること。

※2 台紙には、写真（出願前6ヶ月以内に、無帽で上半身を正面から撮影した縦6センチ

チメートル横4センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日、氏名、性別、生年月日を記入したもの）を貼り付けること。

- 写真の提出にあたっては、卒業もしくは在籍している学校養成所において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けるとともに写真に学校養成所の刻印（刻印の用意がない場合は学校印の押印）を受けること。
- 卒業もしくは在籍している学校養成所において、確認及び刻印を受けることができない場合は、受験者本人が写真の提出時に千葉県健康福祉部医療整備課において、写真の貼ってある身分証明書等（運転免許証、学生証等）を提示及びそのコピーを提出し、受験者本人である確認を受けること。

(2) 受験資格を証明する書類

ア 既修業者又は既卒業者は卒業（修業）証明書を提出すること。

イ 令和8年3月に卒業（修業）見込の者は、卒業（修業）見込証明書を提出すること。
ただし、合格発表後、令和8年3月23日（月曜日）必着で卒業（修業）証明書を提出すること。

ウ 前記「5 受験資格の(6)と(7)」に該当する者は、厚生労働大臣による看護師国家試験受験資格認定書の写し又は千葉県知事による准看護師試験受験資格認定書の写しを提出すること（前記<2>出願書類の受付期間・提出方法の(2)に従って、受験者本人が千葉県庁医療整備課担当に資格認定書の原本を持参し、写しが原本と相違ないことの確認を受けること。）

(3) 返信用封筒 2部

いずれも、郵便番号、住所、宛先を明記し、「簡易書留」と朱書きする。

ア 個人で出願する場合

(1) 受験票送付用 長形3号（縦23cm×横12cm）460円分の切手貼付

(2) 試験結果送付用 角形2号（縦33cm×横24cm）490円分の切手貼付

イ 学校又は養成所を通して出願する場合（レターパック可）

受験票送付用及び試験結果送付用 角形2号（縦33cm×横24cm）2部

いずれも重量に応じた定形外郵便料金に簡易書留料金350円を加えた郵便切手を貼り付けること。

<4> 受験手数料

受験手数料は6,900円とし、下記(1)、(2)のいずれかの方法により納付すること。

※受理後、受験手数料は返還しない。

(1) ちば電子申請サービスを利用した電子納付

クレジットカード、PayPay、auPAY、d払いより決済方法の選択が可能。

受験願書申込後に表示される画面の指示に従い、期限までに電子納付すること。

納付期限：令和7年11月28日（金曜日）まで

※期限までに支払いがない場合は、申し込みは無効となる。支払期限を過ぎてからの支払いは受け付けない。

(2) 千葉県収入証紙による納付

千葉県収入証紙（※収入印紙ではありません）を受験願書に貼り納付すること。

千葉県収入証紙については千葉県ホームページを参照のこと

(<https://www.pref.chiba.lg.jp/suitou/shoushi>)

7 **受験票の交付** 出願書類を受理したのち、令和8年1月下旬までに受験票を交付する。

8 **合格発表** 令和8年3月5日（木曜日）午前10時 千葉県ホームページに掲載

9 **その他**

(1) 視覚、聴覚、音声機能もしくは言語機能に障害を有する者又はその他配慮する事項がある者で受験を希望する者は、令和7年11月28日（金曜日）午後4時までに千葉県健康福祉部医療整備課に申し出ること。申し出た者については、別途配慮事項について確認し、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

(2) 実施要項の内容について変更がある場合は、千葉県ホームページに掲載し、出願者への個別連絡は行わないため、注意すること。

10 **出願書類の受付及び試験に関する問い合わせ先**

千葉県健康福祉部 医療整備課 看護師確保推進室

郵便番号 260-8667

所在地 千葉市中央区市場町1番1号 本庁舎13階

電話番号 043-223-3918